

横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）は、新たに臨海部物流拠点を形成するため、横浜港内に約 140ha の公有水面を埋め立てるものである。

本事業の事業実施想定区域を含む東京湾は閉鎖性海域であるとともに、同区域には海づり施設が位置することから、本事業による水環境、海生生物、人と自然との触れ合いの活動の場等への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本事業の検討に当たり、埋立候補地として大黒沖、本牧沖及び金沢沖の 3 案が設定されているが、3 案の中から埋立候補地を選定し、対象事業実施区域を設定するに当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

埋立候補地の 3 案に共通して、本事業の実施に伴い潮流が変化することが見込まれることから、水環境への影響が懸念される。このため、本事業の更なる検討に当たっては、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で評価し、その結果を踏まえて埋立地の形状を決定する等、水環境に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずること。

大黒沖及び本牧沖の 2 案については、港内奥部の海水交換に影響を与える可能性があることから、当該 2 案のいずれかから対象事業実施区域を選定する場合には、港内奥部への影響を考慮して、上記の調査、予測及び評価並びに環境保全措置を講ずること。

(2) 動物、植物及び生態系に対する影響

埋立候補地の 3 案に共通して、本事業の実施に伴い事業実施想定区域における直接改変による動物、植物及び生態系への影響並びに事業実施想定区域周辺における水環境の変化による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。そのため、本事業の更なる検討に当たっては、事業実施想定区域及びその周辺における動物、植物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて埋立地の形状を決定する等、動物、植物及び生態系に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずること。

(3) 人と自然との触れ合い活動の場に対する影響

埋立候補地の 3 案のうち、大黒沖及び本牧沖の 2 案については、本事業の実施により大黒海づり施設又は本牧海づり施設が改変される可能性があり、人と自然との触れ合い

の活動の場への影響が懸念される。

このため、大黒沖又は本牧沖の2案のいずれかから対象事業実施区域を選定する場合には、事業実施想定区域における人と自然との触れ合いの活動の場である当該海づり施設に対する影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて埋立地の形状を決定する等、人と自然との触れ合い活動の場に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。